

平成28年(ワ)第308号、平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○○ ほか5名

被告 国ほか4名

準備書面(19)

被告国第4準備書面に対する反論の概要及び求釈明

2018年8月13日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

はじめに

当該書面は、2018年7月9日付け被告国第4準備書面(以下「第4書面」という。)に対する反論の概要及び求釈明である。第4書面への詳細な反論は、別途準備書面で述べる。なお、他の略語は従前の例による。

第1 第4書面の主張は、第1書面及び第2書面の主張の同意語反復に過ぎない

1、第4書面の主張は、第1及び第2書面の主張の同意語反復である

原告準備書面(15)は、被告国第1準備書面(以下「第1書面」という。)の第3の2(4)(19～20頁)及び被告国第2準備書面(以下「第2書面」という。)の第4の2(5)エ(43～44頁)の主張に対する原告らの具体的な反論である。原告準備書面(15)(以下「原告書面」という。)の5～13頁の目次で、「憲法改正・決定権」が、国民(人民)の具体的な権利であると主張し、その理由及びその法的根拠を示した。

この原告書面に対する反論書である第4書面の第1の1で、「(2)原告らが述べる『憲法改正・決定権』は、単に国民主権・民主主義の理念を言い換えたものにすぎず、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないこと」と主張し、その理由を次のように述べている。

被告国第1準備書面第3の2(4)(19、20ページ)及び平成29年11月10日付け第2準備書面(以下「被告国第2準備書面」という。)第4の2(5)エ(43、44ページ)でも主張したとおり、憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現し、憲法の改正を国会の発議を経て国民の投票により行うと定めたものであるとしても、そこでいう「国民」は、飽くまで「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから、直ちに、原告ら「個別の国民」が国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものが導かれるわけではない(以下この主張を「①」という。原告ら挿入。以下同じ。)

原告らが「憲法改正・決定権」の具体的内容として主張する、「具体的な憲法改正課題が生じたときに、国民各人が、その賛否を最終的には国民投票制度を通じて表明し、当該憲法改正の是非を決定する具体的権利」という内容を見ても、「具体的な憲法改正課題」が何を意味するか全く不明である(以下これを「②」という。)

また、原告らは、当該権利について「国会における発議以前から、国民の代表である国会議員を通じて、あるいは表現の自由、政治活動の自由その他の権利を自ら行使し、国民投票運動に参加するなどの行為により、その憲法改正課題に

対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加する権利である」とするが(原告ら準備書面(15)第1の5・7ページ)、当該主張は、「国家の主権者としての国民」としての意見・意思の表明という国民主権ないし民主主義の原理・理念を言い換えたにすぎない(以下この主張を「②」という。)

なお、第1書面の第3の2(4)(19～2頁)における主張は次のとおりで、上記①と事実上同じである。つまり、被告国の第4書面の①の主張は、第1書面のトートロジー(同意語反復)に過ぎない。

憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから直ちに、原告らという具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものを観念することはできない(以下この主張を「①」という。)

また、第2書面の第4の2(5)エ(43～44頁)の主張も次のとおりで、①のトートロジーに過ぎない。

憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから、直ちに、原告らという具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものを観念することはできない(以下この主張を「事実上の①」という。)

原告らが主張する、「国民各個人の、当該憲法改正の是非について意見を形成し、表明し、改正の是非を決定する個別の意思表示権、選択決定権」なるものも、国民主権ないし民主主義の原理・理念を単に言い換えたにすぎず、具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られる具体的、個別的権利であることを何ら基礎付けるものではない(以下この主張を「②」という。)

以上のように、被告国の第4書面の①の主張は、原告書面の被告国の第1書面の「①」及び第2書面の「事実上の①」に対する具体的な反論書の形態を取っているが、第1書面の「①」及び第2書面の「事実上の①」のトートロジーに過ぎず、『国民』は、飽くまで『国家の主権者としての国民』という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから、直ちに、原告ら『個別の国民』が国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての『憲法改正・決定権』なるものが導かれるわけではない」と主張する具体的な理由及び法的根拠を示さず、原告らの「当該主張は、『国家

の主権者としての国民』としての意見・意思の表明という国民主権ないし民主主義の原理・理念を言い換えたにすぎない」と単に単に被告国の独自の希望の見解の結論を述べているだけに過ぎない。

また、被告国の第4書面の②の主張も第2書面の②のトートロジーに過ぎず、しかも⑦(『具体的な憲法改正課題』が何を意味するか全く不明である)は、原告らの主張への反論に窮した“おとぼけ”に過ぎない。

2、第4書面の①②主張は、原告書面の主張の事実誤認、理由不備・齟齬がある

下記は、①②の主張に対する具体的な反論として原告書面(5～13頁)の目次である。

第1 憲法改正決定権の法的性質

- 1 主権者(国民＝人民)が国政のあり方を決定する最終的権限を有する
- 2 憲法改正の最終決定権は、国民個々の権利
- 3 国家機関の中の最も基礎的かつ重要な機関の有権者団の憲法改正決定権
- 4 参加権(参政権)は、国民個々の権利
- 5 憲法改正決定権の権利内容
- 6 憲法改正決定権の具体的権利性
 - (1) 憲法改正決定権は、国民主権原理歴史的形成過程から個々の国民の権利
 - (2) 憲法改正手続法に基づく憲法改正決定権の具体化
 - (3) 国民の参政権の抽象的地位と具体的権利

第2 国民に憲法改正決定権が認められる法的根拠

- 1 憲法前文の規定(前文第1段)の存在
- 2 憲法改正の手続規定(96条)の存在
- 3 公務員の憲法尊重擁護義務規定が示す憲法改正決定権

一例を上げれば、原告書面の「6 憲法改正決定権の具体的権利性」の「(3) 国民の参政権の抽象的地位と具体的権利」で、「ア 国民の参政権には抽象的地位と具体的権利があることは、国民の参政権のうち、国家機関の中でも最も基礎的かつ重要な機関である有権者団の一員である原告らの国会議員等の選挙権についてみれば明らかである。具体的な選挙が行われるまでの間は、国民各人の選挙権は、国会議員選出の国家機関としての地位にあるという抽象的な権利である。しかし、実際に選挙が行われるときには、各人が支持する候補者に1票を投じる具体的権利として保障される。・・・国政の場において、重要な憲法改正問題がまったく生起していない間は、被告のいうとおり『憲法改正決定権』を個々国民が有するか否かについて具体的に問題化することがないためにその権利が潜在しているにすぎない。しかし、憲法に関する重要な改正問題が浮上した場合、もしくは憲法の規範的意味内容が変更されようとし

ていたり、変更されてしまったような場合のように、問題が具体化した段階では、『憲法改正のための国民の承認(国民投票)』の必要性の有無という問題を含めて、国家機関の中でも最も基礎的かつ重要な機関である有権者団の国民の『憲法改正決定権』が具体的な問題として浮上することになる。」(10頁)と原告らが主張する「憲法改正・決定権」の具体的権利性を述べている。

ところが、第1書面の「①」及び第2書面の「事実上の①」のトートロジに過ぎない①は、前記の原告書面に対する反論書の形態を取っているが、第1書面の「①」及び第2書面の「事実上の①」のトートロジに過ぎず、「『国民』は、飽くまで『国家の主権者としての国民』という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから、直ちに、原告ら『個別の国民』が国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての『憲法改正・決定権』なるものが導かれるわけではない」と主張する具体的な理由及び法的根拠を示さず、原告らの「当該主張は、『国家の主権者としての国民』としての意見・意思の表明という国民主権ないし民主主義の原理・理念を言い換えただけに過ぎない」と単に被告国の独自の希望の見解の結論を述べているだけに過ぎない。

つまり、①②の主張は、原告書面の主張に対する客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、理由不備・齟齬があり、いずれも失当という外ない。

第2 第4書面主張は、被告の独自見解で、原告主張の事実誤認等がある

1、第4書面の主張は、原告書面の主張の事実誤認、理由不備・齟齬がある

原告書面への反論書である第4書面の第1の1で、「(3)原告らが挙げる根拠規定は、『憲法改正・決定権』が国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益である根拠とならない」と主張し、その理由を次のように述べている。

すなわち、憲法96条は、憲法改正の際には、国民投票等を要するという手続を規定するものにすぎず、原告らが主張するような「憲法改正課題」全般における、意思表示・選択も含めた「憲法改正・決定権」を具体的な権利ないし法的利益として保障されていることの根拠とはならない(以下この主張を「③」という。)。憲法前文第1段の規定も、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すること、「主権が国民に存する」とことといった、国民主権の理念を規定しているにとどまり、この規定から、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」が導かれるものではない(以下この主張を「④」という。)。憲法99条も、国会議員、裁判官その他の公務員等の憲法尊重擁護義務を定めた規定であり、憲法の最高法規性の根拠規定とはなるものの、ここから権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」が導かれるものではない(以下この主張を「⑤」という。)

原告らが「憲法改正・決定権」の法的根拠として更に挙げる日本国憲法の改正手続に関する法律3条、11条、47条、57条、100条、100条の2の各規定についても同様である。そもそも同法は、憲法96条の憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続等を定めることを目的とした法律であり(同法1条)、国民投票の投票権の具体的な行使方法などを定めた規定であるにすぎず、原告らが主張するような「憲法改正・決定権」が、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益として保障されることを定めたものではない。例えば、日本国憲法の改正手続に関する法律3条は、国民投票の投票権が認められる者が年齢満18歳以上の日本国民であることを定め、同法11条は国民投票広報協議会についての一般的事項を、同法47条は一人一票の定めを、同法57条は投票の記載事項及び投函を、同法100条は同法第2章第7節及び第8節の適用上の注意を、同法100条の2は、公務員の政治的行為の制限に関する特例をそれぞれ定めたものであるが、いずれの規定も、具体的な「個別の国民」との関係で国賠法の救済が得られる具体的、個別的権利としての「憲法改正・決定権」が存在することの根拠規定となるものではない(以下この主張を「⑥」という。)

なお、そもそも平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するものではなく、憲法改正手続に関する原告らの具体的、個別的な権利ないし法的利益への影響はなく、結局のところ、原告らの主張は、平和安全法制関連2法が憲法9条に違反するとの主張を単に言い換えたにすぎない(以下この主張を「⑦」という。)

2、③～⑥の主張の事実誤認等

下記は、第1書面の第3の2(4)(19～20頁)及び第2書面の第4の2(5)エ(43～44頁)の主張に対する原告らの具体的な反論である原告書面の13～31頁の目次で、本件「戦争法」が、原告らの個別の具体的な「憲法改正・決定権」を侵害していることを詳細に述べている。

第3 憲法改正が許されるための要件

1 明文改正における正当性要件

- (1) 多数の国民が憲法改正を強く要求していること
- (2) 国会における代表者の討議後の憲法改正の発議の不可欠性
- (3) 憲法の基本原理を根底から破壊する条項等の改正はできない

2 非明文改正(憲法解釈の変更)における手続的要件

- (1) 政府によって長年にわたって確立した憲法解釈の枠内であること
- (2) 憲法解釈の変更の国会における合理的な説明の不可欠性

第4 内閣・国会の憲法破壊行為による国民の憲法改正決定権の侵害

1 硬性憲法下における憲法改正手続の有する意味

- (1) 硬性憲法は、憲法改正の最終的判断権を国民の意思に委ねている
- (2) 憲法9条の従来の政府解釈が有する憲法規範性
- 2 憲法9条の従来の政府解釈が有する規範的意味内容
 - (1) 憲法9条の集団的自衛権の行使に関する政府解釈
 - (2) 集団的自衛権の行使が認められないことは確立した憲法規範
 - (3) 憲法9条に関する確立した憲法規範の変更は憲法違反
- 3 憲法改正手続の潜脱による憲法破壊行為
 - (1) 96条の憲法改正手続の潜脱の経過
 - (2) 憲法違反が露わになった南スーダンへの自衛隊派遣
 - (3) 人々に情報を与えず隠蔽し、「戦争法」を強行成立・施行
 - (4) 立憲主義・法の支配の破壊
- 4 被告国の「憲法の条文を改正するものではない」との反論は成り立たない
 - (1) 被告国の反論は、主権者の地位や基本的人権の保障もないに等しい
 - (2) 被告国の主張は、憲法の基本原理上から成り立つ余地がない
 - (3) 「戦争法」は、9条の条文と解釈に反し、憲法改正決定権を侵害する
- 第5 憲法改正決定権の侵害による原告ら国民各人の被害内容
 - 1 憲法改正決定権の侵害とこれによる被害
 - 2 原告らの被害の具体的内容
 - (1) 原告らは、如何なる戦争も否定してきた
 - (2) 憲法違反の「戦争法」案の強行採決で原告らの権利が踏みにじられた
 - 3 憲法改正決定権及びその侵害の具体性・個別性
 - (1) 「戦争法」案を国会に提出した時点で原告らの権利を侵害
 - (2) 原告らの憲法改正決定権は、「戦争法」で蹂躪され、被害を被っている

(1)③の主張の事実誤認等

③で「憲法96条は、憲法改正の際には、国民投票等を要するという手続を規定するものにすぎず、原告らが主張するような『憲法改正課題』全般における、意思表示・選択も含めた『憲法改正・決定権』を具体的な権利ないし法的利益として保障されていることの根拠とはならない」と主張する。

しかし、原告書面の「第1 憲法改正決定権の法的性」(5～10頁)の主張に何ら具体的に対応した反論となっておらず、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認が多数あり、理由不備・齟齬がある。

例えば、原告書面5頁の「国民主権原理の下では、憲法制定権力を有する主権者である国民(=人民)は、いかなる内容の憲法を制定するかについての最終的権限を有している。そして、この権限は、憲法をそのまま維持し続けるか、改正手続を経て憲法の内容を一部変更(改正)するかについての最終的決定権を含むものである(具体的には、憲法制定権の憲法改正権への転化として、国民投票その他の

具体的行動として権利が行使される。」との主権原理に基づく主張をまったく理解できていないか、都合が悪いか(有効な反論ができない)の理由で“知らん振り”をしている。

憲法96条の条文は、被告国が「憲法96条は、憲法改正の際には、国民投票等を要するという手続を規定するものにすぎないと主張するが、それは、単なる被告国の独自の条文解釈に過ぎず、「国民主権原理の下では、憲法制定権力を有する主権者である国民(=人民)は、いかなる内容の憲法を制定するかについての最終的権限を有している」ということが、原告書面で述べたように立憲主義の近代憲法の基本原則である。

つまり、国の政治の有り方を最終的に決定する権限は国民(=人民)にあり、国民(=人民)の意味を国民主権原理の歴史的形成過程に照らして考えれば、憲法96条の条文は、「憲法制定権力」に関する条文であり、それは、抽象的一般的な国民(=人民)ではなく、具体的な個々の国民(=人民)を念頭においていることは明白である。また、「(3)国民の参政権の抽象的地位と具体的権利」(10～11頁)で「具体的な選挙が行われるまでの間は、国民各人の選挙権は、国会議員選出の国家机关としての地位にあるという抽象的な権利である。しかし、実際に選挙が行われるときには、各人が支持する候補者に1票を投じる具体的権利として保障される。」と述べたとおりであり、③の主張は、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認が多数あり、理由不備・齟齬があり、失当という外ない。

(2)④⑤の主張の事実誤認等

④で「憲法前文第1段の規定も、『日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動』すること、『主権が国民に存する』ことといった、国民主権の理念を規定しているにとどまり、この規定から、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益としての『憲法改正・決定権』が導かれるものではない」と主張し、⑤で「憲法99条も、国会議員、裁判官その他の公務員等の憲法尊重擁護義務を定めた規定であり、憲法の最高法規性の根拠規定とはなるものの、ここから権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」が導かれるものではない」と主張する。

④は、原告書面(12頁)で「憲法制定権力を有する主権者である国民が主体的に憲法を制定する権限を有する旨明示する規定といえる。したがって、主権者である国民が憲法制定権から派生する憲法改正決定権を有することを当然に包含するものと解することができる。なお、この憲法前文で明示されている『われらは』の英訳は『We the Japanese people』である。アメリカ合衆国憲法が前文に規定している『We the people of the United States』と同趣旨であるが、この『people』、つまり『われら』は、人民の意と解される。」との前文を「憲法改正・決定権」の根拠法の一つとしていることに対応し、⑤は、原告書面(13頁)の「憲法99条は『…国務大臣、国会議員…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務

を負う』と規定する。上記規定からは、主権者である国民が除外されている。このことは極めて重要な意味を有している。つまり、この規定の趣旨は、主権者である原告ら個々の国民こそが、憲法制定権及びこれから派生する憲法改正決定権を有する主体であること、したがって、国務大臣、国会議員等の公権力を行使する者は、国民が主権者として制定した憲法を守らせる客体の地位にあるものとして位置づけていることを明らかにしている。したがって、この規定こそが、憲法が行政権を含む国家権力の行使を縛る機能を有する立憲主義の直接の根拠規定で、かつ、国務大臣らの法的義務を根拠づける規定である」との原告の主張に対応しているが、しかしそれは外形的な反論に過ぎない。憲法96条をメインとし、憲法前文と99条が相俟った、「憲法制定権力」に関する条文であり、「憲法改正・決定権」は、抽象的一般的な国民(=人民)ではなく、具体的な個々の国民(=人民)の具体的な権利であると主張しているのである。

したがって、④⑤の主張は、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認が多数あり、理由不備・齟齬があり、失当という外ない。

(3)⑥の主張の事実誤認等

⑥で日本国憲法の改正手続に関する法律は、「憲法96条の憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続等を定めることを目的とした法律であり(同法1条)、国民投票の投票権の具体的な行使方法などを定めた規定であるにすぎず、原告らが主張するような『憲法改正・決定権』が、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益として保障されることを定めたものではない」と主張する。

しかし原告書面(9頁)で「日本国憲法の改正手続に関する法律(以下「憲法改正手続法」という。)が2007年(平成19年)に制定され、2010年(平成22年)に施行された。そして、同法において、憲法96条の国民の承認に関する手続、つまり、国民が国民投票する権利について、以下のように具体的に定めている。この法律による具体化によって、国民各自が国民投票運動に参加するなどの行為により、その憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加することになる。その上で、憲法96条の手続に従って最終的な意思決定をする権利である憲法改正決定権は、明らかに個々の国家機関の中でも最も基礎的かつ重要な機関である有権者団の構成員の具体的な権利として保障されていると解するしかない。」と述べ、そのうえで「国民の参政権の抽象的地位と具体的な権利」として「ア 国民の参政権には抽象的地位と具体的な権利があることは、国民の参政権のうち、国家機関の中でも最も基礎的かつ重要な機関である有権者団の一員である原告らの国会議員等の選挙権についてみれば明らかである。具体的な選挙が行われるまでの間は、国民各人の選挙権は、国会議員選出の国家機関としての地位にあるという抽象的な権利である。しかし、実際に選挙が行われるときには、各人が支持する候補者に1票を投じる具体的な権利として保障される。」(10～11頁)と述べて

いるのであるが、⑥は、被告国の独自の希望の見解を理由としているに過ぎず、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認が多数あり、理由不備・齟齬があり、失当という外ない。

第3 「2 第三者の権利の侵害に係る主張も失当であること」の主張の事実誤認等

1、原告準備書面(11)に対する事実誤認等

第4書面の8頁で、「(2)原告らの主張は、国賠法の救済が得られる権利ないし法的利益やその侵害を基礎付けるものではなく、失当であること」として、「原告らが述べる第三者の権利の援用に関する主張は、原告ら独自の見解に基づくものであるといわざるを得ず、原告らは、その主張する『自衛隊員らのさまざまな権利侵害』と原告ら自身の権利ないし法的利益の侵害とがいかなる関係に立つかについても、全く論じることができていない。」と主張する。

しかしながら、原告らは、本件「戦争法」による「人格権」「平和的生存権」「不断の努力」の侵害を詳細に述べた原告準備書面(11)において、蟻川恒正(日本大学教授)の『尊厳と身分』(岩波書店)の『『個人の尊厳』と九条』の「二 戦争と『個人の尊厳』」を引用し、「戦争法」の「違憲」論の根源性として、「個人の尊厳」の侵害性を第一に上げ、その理由として、「戦争法案」が、自衛隊部隊を「戦闘が起こる可能性がある地域での活動を許容することにより、自衛隊の活動範囲が活動期間中に『戦闘現場』になる可能性に道を開いた」とし、その「戦闘現場」が「個人の尊厳」を蹂躪することを学徒兵(渡部が配属された部隊では、新兵教育と称して、中国人捕虜5人を虐殺させる演習が行われ、自己の良心に誓って殺人演習を拒み通した渡部は、(戦場から帰った戦後においても)良心の痛みと苦しみ、なぜ自分は、あのとき、自らが命令を拒否するだけでなく、木にくくりつけられた捕虜の前に進み出て、殺してはならぬ、と教官や僚友に説くことができなかつたのかと生涯悔い続ける。)の生々しい体験から考察し、①渡部ができなかつた教官・僚友への説得は、本質的な意味で「反戦活動」の呼びかけ、②渡部ができなかつた①も、時計の針を少し巻き戻すと、できたかもしれない(良心的兵役拒否者の「反戦活動」)、③もっと巻き戻せば、平時の一般市民による「反戦活動」が確実にできたこと、④いまは当然できる反戦活動が、徐々に出来にくくなり、最後にはできなくなること、⑤渡部の体験は、「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(12条)ことを示唆していると主張した。

原告準備書面(13)で述べた第三者の権利とは、具体的には自衛隊員らの権利であり、それを「自衛隊員には、自ら権利侵害を主張すること、ましてやその擁護を訴訟をとおしてはかることが、実際上きわめて困難である。」ことを理由とした。

このことと前記の、①渡部ができなかつた教官・僚友への説得は、本質的な意味で「反戦活動」の呼びかけ、②渡部ができなかつた①も、時計の針を少し巻き戻すと、できたかもしれない(良心的兵役拒否者の「反戦活動」)、③もっと巻き戻せば、平時の一般

市民による「反戦活動」が確実にできたこと、④いまは当然できる反戦活動が、徐々に出来にくくなり、最後にはできなくなること、⑤渡部の体験は、「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(12条)ことを重ね合わせると、原告準備書面(11)で述べた本件「戦争法」による原告らの「人格権」「平和的生存権」「不断の努力」の侵害と自衛隊員らのそれとは事実上一体であることは明らかである。ここに、原告らが自衛隊員らの権利を援用する法的理由及び具体的な侵害がある。

したがって、前記の被告国の主張は、原告準備書面(11)、同(13)の主張に対する独自の勝手な解釈であり、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認が多数あり、理由不備・齟齬があり、失当という外ない。

2、原告準備書面(12)に対する事実誤認

原告準備書面(11)及び同(12)において、「戦争法」が、原告らの「個人の尊厳」「平和的生存権」を侵害する構造を述べ、「戦争法」は、原告らの平時の不断の努力の活動を侵害していることを述べた。そして、平時における不断の努力による私たちの「個人の尊厳」「平和的生存権」にかかわる活動への政府の侵害・妨害などが、私たちの具体的な権利の侵害でないとすれば、事実上、「個人の尊厳」「平和的生存権」という権利は、存在しないということを経験則に基づく、民衆の予防的概念を述べ、次の結論を述べている。

準備書面(11)のように、本件「戦争法」により、「個人の尊厳」が侵され、「平和的生存権」などが侵害されるのは、「戦場」に放り込まれる自衛隊員らだけではない。

アジア太平洋戦争に学徒兵として出征した渡部良三の「個人の尊厳」は、時間をまき戻し、「反戦活動」確実にできた平時の一般市民による「反戦活動」と一体化し、活動することによらなければ、守られない。また、寓話『茶色の朝』もそのことを示している。前述した「ハンス少年」の物語もそのことを示している。

オランダにおける堤防の維持・管理とその活用は、憲法12条の不断の努力により、未然被害を防いできたことを証明している。

前述したように予防医学、予防原則、安全工学で述べてきたことで明らかなように、未然に病気を防ぐ、未然に災害を防ぐ、未然に危険を回避するために、経験科学に基づき予防的措置を講じるようになり、当事者の概念を、直接利害を受ける人・物から、直接の利害には関わらない人・物にまで当事者の枠を広げることによって可能になったのである。つまり、これまでの当事者という概念を新しく位置付けなおしたのである。これは、人類が、長い年月をかけて、「安心」し「安全」な日常の暮らしを営むために、予防的対策としてたどり着いた一つの大きな英知である。

このことが、法の経験科学のみが、例外であるはずはない。例外でないことを前述した。

人類は、過去の歴史から学ぶという経験科学・歴史科学に基づく予防的概念を〈法〉のなかに明記し、私たちの権利を権力の濫用による被害を被ることを回避する重要な手立てとして法制化しているのである。

したがって、平和な日常生活を過ごす基礎において平時の段階における人々の不断の努力という、国家権力が暴走しないための救済措置を、立憲主義に基礎づけているのである。

平時における不断の努力による私たちの「個人の尊厳」「平和的生存権」にかかわる活動への政府の侵害・妨害などが、私たちの個々人の具体的な権利の侵害でないとすれば、事実上、「個人の尊厳」「平和的生存権」という権利は、存在しない。そのようなことを立憲主義憲法は、原理として認めているはずはなく、したがって、原告らの「個人の尊厳」「平和的生存権」は、平時においても具体的な権利として存在し、これを侵害する本件「戦争法」により、原告らの具体的な「個人の尊厳」「平和的生存権」が侵害されていることは明白である。

なお、現在が、平時といえない状況にあると原告らは認識している。したがって、より一層、原告らの具体的な「個人の尊厳」「平和的生存権」権利は、侵害されているというはかない。

したがって、被告国および被告塩崎らが、原告らの権利は、具体的な権利ではないとの主張は、失当というはかない。

以上のように被告国の前記の主張は、原告準備書面(11)～(13)の原告らの主張に対する独自の勝手な解釈であり、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認が多数あり、理由不備・齟齬があり、失当という外ない。

第4 求釈明

以上のことを前提に下記の点について釈明を求める。

記

- 1, 原告書面は、第1書面の「①」及び第2書面の「事実上の①」に対し、具体的に詳細に反論したものであるにもかかわらず、被告国の①の主張は、第1書面の「①」及び第2書面の「事実上の①」のトートロジーに過ぎず、何ら具体的に反論していない。しかも、「『国家の主権者としての国民』という抽象的な位置付けにとどまる」との被告主張の具体的な理由や法的根拠を何ら述べていない。よって、この点について被告国が主張する具体的な理由及び法的根拠

を示すように求める。

- 2, 原告書面は、第2書面の「㉒」に対する具体的かつ詳細な反論であるが、被告国の㉒の主張は、第2書面の「㉒」のトートロジーに過ぎず、何ら具体的に反論していない。よって、被告国が、『国民各個人の、当該憲法改正の是非について意見を形成し、表明し、改正の是非を決定する個別の意思表明権、選択決定権』なるものも、国民主権ないし民主主義の原理・理念を単に言い換えたにすぎないと主張する具体的な理由及び法的根拠を示すように求める。

- 3, 原告書面は、第1書面の第3の2(4)(19～20頁)及び第2書面の第4の2(5)エ(43～44頁)の主張に対する原告らの具体的な反論である。しかしながら、これに対する反論として第4書面の③～⑥は、何らこれに対する具体的な反論となっていない。それは、原告らの国民主権原理に基づく主張をまったく理解できないか、被告国には都合が悪い(有効な反論ができない)ので「知らん振り」をしているかのいずれかであろうと思う。したがって、いずれかであるのかを示すように求める。いずれでもないのであれば、③～⑥と主張する具体的な法的根拠及びその理由を示すように求める。

以上